No.１７

議案第１０４号の参考資料

一 般 職 給 与 改 定 案

１　特定任期付職員以外の職員

⑴　改定前後の給与比較

人事院勧告に基づく国家公務員平均給与（令和４年４月１日現在）

改定前　　４０５，０４９円（平均年齢４２．７歳　平均経験年数２０．７年）

改定後　　４０５，９７０円

改定額　　９２１円　　改定率　　０．２３％

埼玉県職員給与改定　埼玉県職員平均給与（令和４年４月１日現在）

改定前　　３７８，３６８円（平均年齢４２．０歳　平均経験年数１９．６年）

改定後　　３７９，３０８円

改定額　　９４０円　　改定率　　０．２５％

熊谷市職員給与改定　熊谷市職員平均給与（令和４年４月１日現在）

改定前　　３６８，２７１円（平均年齢４３．０歳　平均経験年数２０．５年）

改定後　　３６８，８６０円

改定額　　５８９円　　改定率　　０．１６％

○　熊谷市職員の平均的な昇給率により、国家公務員の平均年齢に合わせた場合の平均給与の試算

国家公務員の平均年齢	熊谷市職員平均給与	国家公務員平均給与
４２．７歳での試算	３６７，５４２円	４０５，９７０円

⑵　熊谷市職員の給与改定内容

ア　給料

現　　行	改　定　案
平均給料月額（令和４年４月１日現在） ３３３，７００円	平均給料月額（令和４年４月１日現在） ３３４，２７２円 平均５７２円の引上げ

備考　適用年月日は、令和４年４月１日からとする。

イ　期末・勤勉手当の支給割合

⑺　再任用職員以外の職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和４年度（現　行）	期末手当	１．２０月	１．２０月	２．４０月	４．３０月
	勤勉手当	０．９５月	０．９５月	１．９０月	
令和４年度（改定案）	期末手当	１．２０月	１．２０月	２．４０月	４．４０月
	勤勉手当	０．９５月	１．０５月	２．００月	
令和5年度以降（改定案）	期末手当	１．２０月	１．２０月	２．４０月	４．４０月
	勤勉手当	１．００月	１．００月	２．００月	

⑴　再任用職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和４年度（現　行）	期末手当	０．６７５月	０．６７５月	１．３５月	２．２５月
	勤勉手当	０．４５月	０．４５月	０．９０月	
令和４年度（改定案）	期末手当	０．６７５月	０．６７５月	１．３５月	２．３０月
	勤勉手当	０．４５月	０．５０月	０．９５月	
令和5年度以降（改定案）	期末手当	０．６７５月	０．６７５月	１．３５月	２．３０月
	勤勉手当	０．４７５月	０．４７５月	０．９５月	

備考　適用年月日は、令和４年１２月１日からとする。ただし、令和５年度以降の期末・勤勉手当については、令和５年４月１日からとする。

⑶　行政職給料表の１級９４号給から１０１号給までの廃止

行政職給料表の１級のうち、９４号給から１０１号給までの号給を廃止し、国の行政職俸給表との整合性を図るもの

※　現行、本改正により廃止となる号給に該当している職員に対しては、現給を保障する。

２　特定任期付職員

⑴　給料

号給	現　　行	改　定　案
１	３７５，０００円	３７６，０００円
２	４２２，０００円	４２２，０００円
３	４７２，０００円	４７２，０００円
４	５３３，０００円	５３３，０００円
５	６０８，０００円	６０８，０００円

備考　適用年月日は、令和５年４月１日からとする。

⑵　期末手当の支給割合

	６月期及び１２月期	総支給割合
令和４年度 （現　行）	１．６２５月	３．２５月
令和５年度以降 （改定案）	１．６５月	３．３０月

備考　適用年月日は、令和５年４月１日からとする。